

先行技術文献情報開示要件 審査基準

第 I 部 第 3 章 先行技術文献情報開示要件

目 次

第 I 部 明細書

第 3 章 先行技術文献情報開示要件

1 . 特許法第36条第4項第2号	1
2 . 先行技術文献情報開示要件の趣旨	1
3 . 開示すべき先行技術文献情報	2
3.1 先行技術文献情報を開示すべき発明	2
3.2 出願当初の明細書における先行技術文献情報の記載	5
3.3 補正による先行技術文献情報の追加	5
4 . 先行技術文献情報開示要件の判断	6
5 . 審査の進め方	7
5.1 第48条の7の通知	7
5.2 先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由通知	8
(別添) 先行技術文献情報開示制度の当面の運用	9
(参考資料) 先行技術文献情報の明細書への記載要領	i

第 I 部 明細書

第 3 章 先行技術文献情報開示要件

(平成 14 年 9 月 1 日以降の出願に適用)

1. 特許法第36条第4項第2号

特許法第36条第4項第2号

前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 その発明に関連する文献公知発明(第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。)のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

特許法第48条の7

審査官は、特許出願が第三十六条第四項第二号に規定する要件を満たしていないと認めるときは、特許出願人に対し、その旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

特許法第49条第5号

審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一~四 (略)

五 前条の規定による通知をした場合であつて、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によつてもなお第三十六条第四項第二号に規定する要件を満たすこととならないとき。

六~七 (略)

2. 先行技術文献情報開示要件の趣旨

(1) 特許法第36条第4項第2号は、文献公知発明(第29条第1項第3号に掲げる発明)のうち、特許を受けようとする者(出願人)が特許出願の時に特許を受けようとする発明に関連する発明を知っている場合には、その関連する発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在(以下、「先行技術文献情報」という。)を発明の詳細な説明に記載しなければならない旨(以下、「先行技術文献情報開示要件」という。)規定したものである。

先行技術文献情報は、特許を受けようとする発明が出願時の技術水準に照らしてどのような技術上の意義を有し、どのような技術的貢献をもたらしたかを把握し、特許を受けようとする発明の新規性及び進歩性等について判断する際に必要となるものである。したがって、出願人によって先行技術文献情報が発明の詳細な説明に記載されれば、迅速な審査に寄与するだけでなく、特許を受けようとする発明と先行技術との関係の的確な評価ができるので、権利の安定化にも資することとなる。

先行技術文献情報開示制度においては、先行技術文献情報開示要件を満たしていないと審査官が認めるときには、まず第48条の7の通知を行うこととされている。また、当該通知にもかかわらず要件が満たされないことは、拒絶理由(第49条第5号)とされている一方、特許異議理由(第113条)及び無効理由(第123条第1項)とはされていない。これは、本制度が迅速な審査の実現を主たる目的として設けられたものであって、本要件に違反しているとしても、発明に実体的に瑕疵があるわけではなく、そのまま特許されたとしても直接的に第三者の利益を著しく害することにはならないからである。

- (2) 特許法第48条の7は、審査官が先行技術文献情報開示要件を満たしていないと認めるときに、当該要件違反の通知を行うことができることを規定したものである。したがって、第48条の7の通知は、一律に行われるのではなく、審査官が必要と認めた場合にのみ行われる。

先行技術文献情報開示要件を満たしていないことをもって直ちに拒絶理由とすると、当該要件を満たしていない出願全件について一律に拒絶理由を通知せざるを得ない。この場合、他の要件に関する拒絶理由がない出願に対しても、必ず本要件違反の拒絶理由を通知しなければならなくなり、迅速な審査の実現を主たる目的とする本制度の趣旨にもとることにもなりかねない。さらに、個人や中小企業が出願人である場合等には、出願時に特許を受けようとする発明に関連する先行技術文献情報を全く知らない可能性があるにもかかわらず、本要件違反と認められる場合に必ず拒絶理由を通知しなければならないとすれば、迅速な審査に寄与しないばかりか、これら出願人に過度の負担を課すことにもなりかねない。

これらのことから、第48条の7の規定については、出願人に先行技術文献情報の開示を通じた迅速な審査への協力を促す観点から、すべての出願について一律に運用するよりも、全体として迅速な審査が達成されるよう運用することが適切である。

- (3) 特許法第49条第5号は、先行技術文献情報開示要件違反の通知(第48条の7)を行った場合であって、出願が依然として当該要件を満たしていないときには、拒絶の理由となることを規定したものである。

3. 開示すべき先行技術文献情報

3.1 先行技術文献情報を開示すべき発明

出願人は、以下の(1)~(4)を満たす発明に関する先行技術文献情報を発明の詳細な説明に記載しなければならない。

(1) 文献公知発明であること

特許法第36条第4項第2号に規定されている「文献公知発明」とは、特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明(第29条第1項第3号)であって、公然知られた発明(同項第1号)及び公然実施をされた発明(同項第2号)は含まない。

第29条第1項第3号、第29条第2項及び第36条第4項第2号の趣旨を踏まえると、特許を受けようとする発明に関連するものであれば、厳密には、自然法則を利用した技術的思想の創作である「発明」(第2条)に該当しないものであっても、その所在に関する情報を記載しなければならないと解することが妥当である。例えば、特許を受けようとする発

明がビジネス方法関連発明である場合に、関連する文献公知のビジネス方法を出願人が知っている場合には、そのビジネス方法が記載された刊行物の名称を記載する必要がある。

なお、出願時に未公開である先行出願に記載された発明は、文献公知発明ではないため先行技術文献情報開示の対象ではないが、当該発明が特許を受けようとする発明と関連する場合には、その出願番号を記載することが望ましい。

(2) 特許を受けようとする発明に関連する発明であること

特許法第36条第4項第2号には「その発明に関連する文献公知発明」と規定されている。

「その発明」とは、「特許を受けようとする発明」、すなわち「請求項に係る発明」を意味する。したがって、関連する文献公知発明がある請求項に係る発明に関しては、そのすべてについて先行技術文献情報を記載しなければならず、そのうちの一部の請求項に係る発明について先行技術文献情報を記載しただけでは先行技術文献情報開示要件を満たしたことになる。

文献公知発明が特許を受けようとする発明に「関連する」か否かは、下記 ~ の事項を勘案して判断する。

特許を受けようとする発明と文献公知発明とが属する技術分野の関連性

特許を受けようとする発明と文献公知発明との課題の関連性

特許を受けようとする発明と文献公知発明との発明特定事項の関連性

例えば、特許を受けようとする発明の直接の前提となる文献公知発明（請求項が「～において、～を特徴とする～」という形式で記載されている場合の「～において」の部分に相当する文献公知発明等）は一般に、特許を受けようとする発明と同一の技術分野に属し、共通の発明特定事項を有することから、通常、特許を受けようとする発明と関連すると考えられる。

また、特許を受けようとする発明と関連性を有する技術の蓄積が少なく、技術分野及び課題が同一である等の直接的な関連を有する発明がない場合には、特許を受けようとする発明の技術的背景となる一般的技術水準を示す発明も、特許を受けようとする発明に関連する発明に含まれる。

次に、特許を受けようとする発明と関連する文献公知発明の具体例を示す。

例1：特許を受けようとする発明が「特定のマグネシウム合金からなる筐体を有する携帯電話」に関するものであるのに対して、文献公知発明が「チタン合金からなる筐体を有する携帯電話」に関するものであって、両者がともに携帯電話の軽量化を課題としている場合。

例2：特許を受けようとする発明が「耐熱性に優れた特定組成のアクリル系樹脂組成物からなるテールランプ」に関するものであるのに対して、文献公知発明が「耐衝撃性に優れた他の特定組成のアクリル系樹脂組成物からなるテールランプ」に関するものである場合で、かつ、特許を受けようとする発明の特定組成のアクリル系樹脂組成物と文献公知発明の他の特定組成のアクリル系樹脂組成物とが、出願人の知っているテールランプに用いられたアクリル系樹脂組成物の中で最も近い組成を有している場合。

例3：特許を受けようとする発明が「左右どちらからでも開閉できる特定構造のヒンジを備えた扉を有する冷蔵庫」に関するものであるのに対して、文献公知発明が「左右

どちらからでも開閉できる他の特定構造のヒンジを備えた扉を有する電子レンジ」に関するものである場合で、かつ、特許を受けようとする発明の冷蔵庫の扉のヒンジと文献公知発明の電子レンジの扉のヒンジとが出願人が知っているヒンジの中で最も近い構造を有している場合。

(3) 特許を受けようとする者が知っている発明であること

特許法第36条第4項第2号には「特許を受けようとする者が……知っているもの」と規定されている。特許を受けようとする者（出願人）が「知っている」発明としては、例えば、以下のものが挙げられる。

- 出願人が特許を受けようとする発明の研究開発段階や出願段階で行なった先行技術調査で得た発明
- 出願人が出願前に発表した論文等の著作物に記載された発明
- 出願人が出願した先行特許出願の明細書又は図面に記載された発明

出願人は、通常、自らが特許を受けようとする発明について発明者が知っている情報を把握していると考えられるから、発明者が知っている発明は、出願人が知っているとして推定することができる。

出願人が複数の場合に「特許を受けようとする者が知っている」とは、出願人のうち1人でも知っていることを指し、出願人全員が知っている場合に限られない。

(4) 特許出願の時に知っている発明であること

特許法第36条第4項第2号には「特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているもの」と規定されているので、出願人は「特許出願の時」に知っている文献公知発明があるときには、これに関する先行技術文献情報を記載しなければならない。

第36条第4項第2号は、特許出願の時に知っている文献公知発明がない出願人に対して、新たに先行技術調査を行うことを義務づけるものではない。

第36条第4項第2号は、また、出願人が特許出願後に知った文献公知発明について、補正によって発明の詳細な説明に追加することを求めてもいない。しかしながら、出願人がその特許出願後に知った文献公知発明を迅速かつ的確な審査に資すると考える場合には、当該発明に関する先行技術文献情報を補正により明細書に追加するか、上申書により提示することが望ましい。

下表の左欄に掲げる出願については、右欄に示す時に知っている文献公知発明があるときには、これに関する先行技術文献情報を記載しなければならない。分割出願又は変更出願が分割要件又は変更要件を満たさないため、新たな特許出願の出願の時に知られたとされる場合には、出願人が当該新たな出願の出願の時に知っている文献公知発明が、特許出願の時に知っている発明である。

出願の種類	「特許出願の時」にあたる時
分割出願又は変更出願	もとの出願の出願の時
国内優先権の主張を伴う出願	その出願（後の出願）の出願の時
パリ条約による優先権を伴う出願	その出願（我が国への出願）の出願の時
国際特許出願	国際特許出願の出願の時

3.2 出願当初の明細書における先行技術文献情報の記載

(1) 先行技術文献情報の記載

特許法第36条第4項第2号に規定されている「その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在」とは、文献公知発明を記載した刊行物及び電気通信回線を通じて得られる技術情報その他の情報についての書誌的事項である。したがって、出願人は、文献公知発明が記載された刊行物等についての書誌的事項を記載すれば十分であり、その刊行物等の原本又は写し等を提出する必要はない。審査官は、当該刊行物等の入手が困難な場合等には、第194条第1項（書類の提出等）の規定に基づく審査官通知を行い、審査のために必要な書類その他の物件の提出を出願人等に求めることができる。

第36条第4項第2号は記載要件を定めていることから、先行技術文献情報は明細書の発明の詳細な説明に記載しなければならない。先行技術文献情報を記載した意見書又は上申書等を提出することによって、先行技術文献情報開示要件を満たすことはできない。

刊行物中の関連する文献公知発明の記載箇所を特定できる場合には、先行技術文献情報を記載する欄に、ページ数、行数、段落番号、又は図番号等を記載することにより、当該箇所を特定する。先行技術文献情報を記載する際には、後述の本章末尾「（参考資料）先行技術文献情報の明細書への記載要領」に従って記載する。

(2) 記載すべき先行技術文献情報が多数ある場合

特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明が多数ある場合には、それらすべてを記載するとかえって特許を受けようとする発明の理解に支障を来しかねず、先行技術文献情報開示制度の趣旨に反することとなるので、そのうち関連性がより高いものを適当数記載することが望ましい。また、特許を受けようとする発明に関連しない文献公知発明は記載すべきではない。

(3) 記載すべき先行技術文献情報がない場合

出願当初に記載すべき先行技術文献情報がない場合には、発明の詳細な説明にその旨を理由を付して記載することが望ましい。例えば、出願人が知っている先行技術が文献公知発明に係るものではない場合には、その旨を記載する。なお、記載すべき先行技術文献情報がない旨及びその理由は、上申書によって提示することもできる。

3.3 補正による先行技術文献情報の追加

(1) 先行技術文献情報を追加する補正

先行技術文献情報を明細書中に追加する補正は、新規事項の追加には該当しない。

一方、先行技術文献情報に係る文献公知発明の内容を明細書又は図面に追加する補正については、新規事項の追加に該当し許されない。

詳細については、「第 部 明細書又は図面の補正 第 I 節 4.2 (3) 先行技術文献の追加」、「第 部 明細書又は図面の補正 第 I 節 6 (2) 明細書における文献の引用に基づく補正」及び「新規事項の判断に関する事例 5 2」参照。

(2) 補正によって先行技術文献情報の追加が必要となる場合

特許請求の範囲の補正によって、請求項に係る発明が記載された先行技術文献情報と対応しないものとなった場合で、出願人が当該請求項に係る発明に関する文献公知発明を出願の時に知っていた場合には、出願人は当該文献公知発明に関する先行技術文献情報を補正により追加しなければならない。

4. 先行技術文献情報開示要件の判断

審査官は、発明の詳細な説明に特許を受けようとする発明に関連する先行技術文献情報が適切に記載されているかどうかという観点から第36条第4項第2号の先行技術文献情報開示要件についての判断を行う。

以下に、先行技術文献情報開示要件を満たさないと認められる結果、第48条の7の通知を行うことができる代表的な場合を示す。

(1) 先行技術文献情報が記載されていない場合であって、その理由がまったく記載されていないとき

(2) 先行技術文献情報が記載されていない場合であって、その理由は記載されているものの、特許を受けようとする発明に関連のある文献公知発明を出願時に出願人が知っていた蓋然性が高いと認められるとき

例：先行技術文献情報が記載されておらず、その理由として出願人が知っている先行技術が文献公知発明に係るものではない旨が記載されているが、特許を受けようとする発明と関連する技術分野においてその出願人による出願が多数公開されている場合

(3) 特許を受けようとする出願の明細書又は図面に従来技術が記載されている場合であって、当該従来技術に対応する先行技術文献情報が記載されておらず、その理由も記載されていないとき

(注：特許を受けようとする出願の明細書又は図面に従来技術として記載された発明については、特許を受けようとする者が特許出願時に知っている発明として取り扱う。)

(4) 特許を受けようとする発明に関連しない文献公知発明に関する情報の所在のみが記載されている場合であって、特許を受けようとする発明に関連のある文献公知発明を出願時に出願人が知っていた蓋然性が高いと認められるとき

例1：特許を受けようとする発明と技術分野及び課題が同一の文献公知発明が広く一般に知られているにもかかわらず、特許を受けようとする発明と技術分野又は課題が異なる発明であって、特許を受けようとする発明と関連しないものに関する先行技術文献情報のみが記載されている場合

例2：特許を受けようとする発明とより関連性の高い新しい文献公知発明が広く一般に知られているにもかかわらず、関連性がほとんどない古い発明に関する先行技術

文献情報が記載されている場合

5. 審査の進め方

(当面の運用については、「(別添) 先行技術文献情報開示制度の当面の運用」参照。)

5.1 第48条の7の通知

(1) 第48条の7の通知

審査官は、出願が第36条第4項第2号の先行技術文献情報開示要件を満たしていないと認めるときには、第48条の7の通知を行うことができる。

第48条の7の通知は、基本的に審査に際して有用である先行技術文献情報を得るために行うものであるから、第1回目の拒絶理由通知の前に行うことが適当である。第48条の7の通知と他の要件についての拒絶理由の通知とを同時に行うことも可能ではあるが、前者は基本的に審査に際して有用である先行技術文献情報を事前に得るために行うものであるのが好ましくない。

ただし、例えば、発明の詳細な説明に従来技術の内容は記載されているが、当該従来技術に対応する先行技術文献情報が記載されておらず、先行技術文献情報開示要件を満たさないと認められる出願について、新規性・進歩性等の判断のために当該先行技術文献情報が必要な場合には、審査官は、第48条の7の通知と第1回目の拒絶理由の通知(当該先行技術文献情報に係る文献公知発明を引用しないものに限る。以下同様。)とを同時に行ったり、1回目の拒絶理由を通知した後に第48条の7の通知を行うことができる。

また、出願内容が著しく不明確であって新規性・進歩性等の特許要件についての審査が困難な場合等にも、第48条の7の通知と明細書の記載要件等に関する拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知とを同時に行うことができる。

第48条の7の通知と拒絶理由通知とを同時に通知した後に、先行技術文献情報開示要件を満たさない旨の拒絶理由を通知する場合は、「第IX部 審査の進め方 5.2.1 最後の拒絶理由通知とすべきもの」に該当する場合を除き、当該拒絶理由は新たな拒絶理由となるために、最初の拒絶理由通知となることに留意する。

第48条の7の通知を行う場合には、先行技術文献情報開示要件を満たさないと認める請求項が一部のみである場合にはその請求項を特定するとともに、開示要件を満たさないと判断した理由を本章「4. 先行技術文献情報開示要件の判断」の(1)～(4)に示した程度に記載する。

(注) 第48条の7の規定による指定期間は、手続を行う者が在外者でない場合には30日、在外者である場合には60日とする(ただし、第48条の7の通知と拒絶理由通知とを同時に行う場合には、手続を行う者が在外者でない場合には60日、在外者である場合には3月とする)。また、請求による期間の延長は認めない。

(2) 第48条の7の通知への対応

出願人は、第48条の7の通知に対して、補正によって先行技術文献情報の追加を行うか、又は、意見書を提出して関連する文献公知発明を知らない旨の主張をすることができる。先行技術文献情報を追加する補正を行う際には、文献公知発明の内容、及び特許を受けようとする発明と文献公知発明との一致点、相違点等について説明した意見書を併せて提出することが望ましい。なお、文献公知発明の内容を明細書又は図面に追加する補正については、新規事項の追加に該当し許されない(本章3.3 (1)参照)。

これらの補正書又は意見書の提出により、審査官が、明細書における先行文献情報の記載が、特許法第36条第4項第2号に定める要件を満たすとの心証に達したときは、先行技術調査及びその他の要件についての審査に移行する。

一方、依然として先行技術文献情報の開示がなされず、かつ、意見書において知っている文献公知発明がない旨の合理的な説明がなされなかった場合、補正によって先行技術文献情報が開示されたが、適切な先行技術文献情報が開示されなかった場合等、補正書及び意見書を参酌しても、明細書における先行技術文献情報の記載に関する先の心証が変わらないときは、審査官は次項に従い先行技術文献情報開示要件を満たしていない旨の拒絶理由を通知する。

5.2 先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由通知

先行技術文献情報開示要件についての第48条の7の通知をした場合であって、補正書又は意見書の提出によってもなお先行技術文献情報開示要件を満たすこととならないときには、先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由を通知する（第49条第5号）。

特許法第49条第5号は、第48条の7の通知をしたにもかかわらず先行技術文献情報開示要件を満たさない場合について規定したものであるから、第48条の7の通知をすることなく先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由を通知することはできない。

(1) 拒絶理由通知

第36条第4項第2号における先行技術文献情報開示要件を満たしていない旨の拒絶理由を通知する場合には、要件を満たさない請求項が一部のみである場合にはその請求項を特定するとともに、開示要件を満たさないと判断した理由を本章「4．先行技術文献情報開示要件の判断」の(1)～(4)に示した程度に記載する。

新規性、進歩性等の特許性についての審査を行なうことなく、先行技術文献情報開示要件を満たしていない旨の拒絶理由を通知する場合には、その旨を明記する。

(2) 拒絶理由通知への対応

出願人は、拒絶理由通知に対して、補正によって先行技術文献情報の追加を行うか、又は、意見書を提出して関連する文献公知発明を知らない旨の主張をすることができる。また、先行技術文献情報を追加する補正を行う際には、文献公知発明の内容、及び特許を受けようとする発明と文献公知発明との一致点、相違点等について説明した意見書を併せて提出することが望ましい。なお、文献公知発明の内容を明細書又は図面に追加する補正については、新規事項の追加に該当し許されない（本章3.3 (1)参照）。

これらの補正書及び意見書の提出により、審査官が、明細書における先行文献情報の記載が、特許法第36条第4項第2号に定める要件を満たすとの心証に達したときは、拒絶の理由は解消する。

一方、依然として先行技術文献情報の開示がなされず、かつ、意見書において知っている文献公知発明がない旨の合理的な説明がなされなかった場合、補正によって先行技術文献情報が開示されたが、適切な先行技術文献情報が開示されなかった場合等、補正書及び意見書を参酌しても、明細書における先行技術文献情報の記載に関する先の心証が変わらないときは、その拒絶理由により拒絶の査定を行う。

(別添) 先行技術文献情報開示要件の当面の運用

本制度においては、先行技術文献情報開示要件を満たさないことが直ちに拒絶理由とされているのではなく、審査官が要件を満たしていないと認めるときに当該要件違反の通知(第48条の7の通知)を行うことができるとされていることを踏まえ、導入当初において制度の浸透を図ることによって全体として迅速な審査が達成されることが最も重要であるとの観点から、先行技術文献情報開示制度が導入されてから当面の間については、審査官は、出願が先行技術文献情報開示要件を満たさないと認める場合には、以下の通り取り扱う。

1. 先行技術文献情報開示要件を満たさない場合の取扱い

審査官は、出願が先行技術文献情報開示要件を満たさないと認める場合であっても、基本的に第48条の7の通知は行わないこととし、先行技術文献情報開示要件を満たさないと認める出願に対して他の要件について第1回目の拒絶理由を通知する場合に、先行技術文献情報開示要件を満たさない旨を当該拒絶理由通知に付記する。なお、当該付記は、第48条の7の通知にはあたらない。

ただし、発明の詳細な説明に従来技術の内容は記載されているが、当該従来技術に対応する先行技術文献情報が記載されていない等、先行技術文献情報開示要件を満たさないと認められる出願について、先行技術調査を行ったにもかかわらず、なお最終的な特許性の判断を行う際の新規性・進歩性等の判断のために当該先行技術文献情報が必要な場合には、審査官は、第48条の7の通知を行うことができる。この場合の第48条の7の通知は、他の要件についての拒絶理由がある場合には、拒絶理由通知と同時に行うことができる。

2. 先行技術文献情報開示要件を満たさない出願を多数行っている出願人による出願の取扱い

先行技術文献情報開示要件を満たさない旨を付記した拒絶理由通知が多数通知されている等により、出願人が先行技術文献情報開示要件を満たさない出願を多数行っていると認められた場合には、審査官は、その後に審査を開始した当該出願人による出願が先行技術文献情報開示要件を満たさないと認めるときは、第1回目の拒絶理由通知に先だつて、第48条の7の通知を行う。

(参考資料) 先行技術文献情報の明細書への記載要領

1. 先行技術文献情報の記載方法

(1) 原則

先行技術文献情報は、明細書の【発明の詳細な説明】の【従来の技術】の欄に、先行技術文献情報ごとに行を改めて記載する。

その際には、特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは「【特許文献 1】」、「【特許文献 2】」のように、定期刊行物やインターネットの情報等のその他の情報の所在を記載しようとするときは「【非特許文献 1】」、「【非特許文献 2】」のように記載する順序により連続番号を付した欄を設けて、その欄ごとに先行技術文献情報のみを 1 件ずつ記載する。先行技術文献情報を記載する欄には、先行技術文献情報以外の事項を記載してはならない。

先行技術文献情報を記載する際には、下記「3. 刊行物の記載要領」にしたがって記載する。

刊行物中の先行技術文献情報の記載箇所を特定できる場合には、先行技術文献情報を記載する欄に、ページ数、行数、段落番号、又は図番号等を記載することにより、当該箇所を特定する。

(2) 先行技術の内容の記載

先行技術文献情報に係る先行技術の内容、及び特許を受けようとする発明との対比等を記載する場合には、明細書の【発明の詳細な説明】の【従来の技術】の欄のうち、先行技術文献情報を記載する「【特許文献 1】」等の欄以外の部分に記載する。

先行技術文献情報に係る先行技術の内容等の記載において、先行技術文献情報について言及する場合には、先行技術文献情報を記載する欄の名称（【特許文献 1】等）を用いることが望ましい（下記「2. 先行技術文献情報の記載例」の「[正しい記載の例]」参照）。

(3) 先行出願の記載

出願時に未公開である先行出願に記載された発明を記載する場合には、当該出願の出願番号を、明細書の【発明の詳細な説明】の【従来の技術】の欄のうち、先行技術文献情報を記載する【特許文献 1】等の欄以外の部分に記載する。

(4) 記載すべき先行技術文献情報がない場合

記載すべき先行技術文献情報がない旨及びその理由を記載する場合には、明細書の【発明の詳細な説明】の【従来の技術】の欄のうち、先行技術文献情報を記載する【特許文献 1】等の欄以外の部分に記載する。

2. 先行技術文献情報の記載例

[正しい記載の例]

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

.....

【0002】

【従来の技術】
従来の.....は、.....している（例えば、特許文献 1 参照。）
また、.....しているものもある（例えば、非特許文献 1 参照。）

【0003】

【特許文献 1】

特開 2001 - 号公報（第 5 - 7 頁、第 1 図）

【非特許文献 1】

著「」××出版、2001年1月1日、p. 12 - 34

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

.....

[適切でない記載の例 1]

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

.....

【0002】

【従来の技術】

従来の.....は、.....している。

【0003】

【特許文献 1】

特開平 5 - 号公報（第 3 - 9 頁、第 2 図）

上記文献には、.....が記載されている。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

.....

(説明)

この例では、先行技術文献情報を記載すべき欄（【特許文献 1】等の欄）の中に、先行技術文献情報の内容についての説明が記載されている。しかしながら、先行技術文献情報を記載する欄には、先行技術文献情報以外の事項を記載してはならない。先行技術文献情報の内容等について説明する場合には、【従来の技術】の欄のうち、先行技術文献情報を記載する欄以外の部分に記載する。

[適切でない記載の例 2]

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

.....

【0002】

【従来の技術】

従来の.....は、.....している（例えば、特許文献 1 参照。）

また、.....しているものもある（例えば、非特許文献 1 参照。）

【0049】

【実施例】

.....
【 0 0 5 0 】

この出願の発明に関連する先行技術文献情報としては次のものがある。

【特許文献 1】

登録実用新案 号公報（第 1 0 - 1 7 頁、第 2 - 4 図）

【非特許文献 1】

新崎 準、外 3 名、“新技術の動向”、[online]、平成 1 0 年 4 月 1 日、特許学会、[平成 1 1 年 7 月 3 0 日検索]、インターネット < URL : <http://tokkyo.shinsakijun.com/information/newtech.html> >

【図面の簡単な説明】

【図 1】
.....

(説明)

この例では、先行技術文献情報が【発明の詳細な説明】の欄の末尾で【図面の簡単な説明】の欄の直前に記載されている。しかしながら、先行技術文献情報は、【従来の技術】の欄に記載しなければならない。

3 . 刊行物の記載要領

明細書中に刊行物の名称を記載する場合には、以下の要領にしたがって記載することが望ましい。

A . 特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称

(1) 我が国の特許公報、実用新案公報等（記載例）

特許発明明細書又は登録実用新案公報の場合

(a) 特許第 号明細書

(b) 登録実用新案第 号公報

平成 6 年 1 月 1 日施行の新実用新案法に基づく登録実用新案公報の場合

登録実用新案第 号公報

平成 8 年 1 月 1 日以降に特許査定又は登録査定された出願の特許掲載公報又は実用新案掲載公報の場合

(a) 特許第 号公報

(b) 実用新案登録第 号公報

特許公報又は実用新案公報（出願公告）の場合

(a) 特公昭 - 号公報

(b) 特公平 - 号公報

(c) 実公昭 - 号公報

(d) 実公平 - 号公報

ただし、大正 11 年及び大正 12 年の実用新案公報のときは

(e) 実用新案公告第 号公報（大正 年）

大正 13 年以降の大正年間の実用新案公報のときは

(f) 大正 年実用新案出願公告第 号公報

公開特許公報又は公開実用新案公報の場合

(a) 特開昭 - 号公報

(b) 特開平 - 号公報

- (c) 特開 - 号公報
- (d) 実開昭 - 号公報
- (e) 実開平 - 号公報
- 公表特許公報又は公表実用新案公報の場合
- (a) 特表昭 - 号公報
- (b) 特表平 - 号公報
- (c) 特表 - 号公報
- (d) 実表昭 - 号公報
- (e) 実表平 - 号公報
- 意匠公報の場合
- 意匠登録第 号公報

(2) 外国及び国際機関の特許明細書、特許明細書抜粋等（記載例）

米国

- (a) 米国特許第 号明細書
- (b) 米国特許第 号明細書抜粋
- (c) 米国特許出願公開第 / 号明細書
- (d) 米国再発行特許発明第 号明細書

欧州特許庁

- (a) 欧州特許出願公開第 号明細書
- (b) 欧州特許第 号明細書

世界知的所有権機関国際事務局

- 国際公開第 / 号パンフレット

英国

- (a) 英国特許第 号明細書
- (b) 英国特許第 号明細書抜粋
- (c) 英国特許出願公開第 号明細書
- (d) 英国特許改訂第 号明細書

ドイツ（西ドイツ）

- (a) 独国特許発明第 号明細書
- (b) 独国特許出願公開第 号明細書
- (c) 西独国特許第 号明細書
- (d) 西独国特許出願公告第 号明細書
- (e) 西独国特許出願公開第 号明細書
- (f) 西独国実用新案第 号明細書
- (g) 西独国実用新案出願公開第 号明細書

フランス

- (a) 仏国特許発明第 号明細書
- (b) 仏国特許出願公開第 号明細書
- (c) 仏国実用新案証特許発明第 号明細書
- (d) 仏国実用新案証公開第 号明細書
- (e) 仏国追加特許発明第 号明細書
- (f) 仏国追加特許公開第 号明細書
- (g) 仏国追加実用新案証特許第 号明細書
- (h) 仏国追加実用新案公開第 号明細書

B. その他の情報の所在

(1) 発明協会公開技報の場合（記載例）

発明協会公開技報公技番号 - 号

(2) 逐次刊行物、不定期刊行物及びカタログ

著者名、論文名（記事のタイトル）、刊行物名、発行国、発行所、発行年月日、巻数、号数、ページの順に記載する。

著者名及び論文名は、必要がない場合には記載を省略することができる。

論文名（論文名を記載しない場合には刊行物名）は、「」又は“ ”を付して記載する。

刊行物名は、原則として略号を使用しないで記載する。

誤認のおそれのない刊行物の場合には、発行所の記載を省略することができる。

発行年月日は、刊行物記載の日本年号又は西暦年号を記載する。必要があると認められる場合は、月及び日も記載する。

発行年月日で巻号を代用できる場合には、巻号数の記載を省略することができる。

ページは、数字の前に「p.」を付して記載する。原則として通巻ページを記載し、通巻ページが示されていない場合にはその号のページを記載する。引用するページが複数にわたる場合そのページが連続するときには、その最初と最後のページ数をハイフンで結び、不連続の場合には、コンマで区切って表示する。

発行国は、（ ）を付して記載する。なお、我が国で発行された刊行物については、発行国の記載を省略する。

刊行物に、著者名、論文名（記事のタイトル）、刊行物名、発行所等が外国語で記載されている場合には、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。

（記載例）

(a) 井上、「光学材料の最新動向 - 赤外透過材料 - 」, 分光研究, 社団法人日本分光学会, 平成8年8月, 第45巻, 第4号, p.133 - 138, 140

(b) 立道潤一、外7名、「イオンドーピング装置」, 日新電機技報, 日新電機株式会社, 平成6年12月7日, 第39巻, 第3号, p.52 - 58

(3) 単行本

著者（又は编者）、書名、版数、巻数、発行国、発行所、発行年月日、ページの順に記載する。

翻訳書の場合は、原著者（又は原编者）、翻訳者、書名の順に記載する。

講座、全集のようなシリーズ物の場合は、書名の前にその講座あるいは全集名と、そのシリーズにおける巻数を記載する。

書名は、省略しないで、「」又は“ ”を付して記載する。

版数は、単行本に表示がない場合は記載しない。

発行年月日、ページ、発行国及び原語を使用するときの記載要領は、逐次刊行物の場合に準ずる。

（記載例）

(a) 村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座（第11巻）コンピュータ・アーキテクチャ」, 第2版, 株式会社近代科学社, 1985年11月, p.123 - 127

(b) ピエール・バルディ (Pierre Baldi) 著 , 「 バイオインフォマティクス (Bioinformatics) 」 , (米国) , 第 1 版 , エムアイティー・プレス (MIT Press) , 2001年8月1日 , p . 56 - 65

(4) ダーウェント抄録誌 (1980年6月11日以降発行のもの)

ダーウェント抄録誌を引用する場合は、抄録誌名、抄録誌の巻数、号数、抄録誌発行年月日、抄録誌発行国と発行所、抄録誌発行分類 (ダーウェント分類) 、抄録の国名コードと文献番号、引用刊行物名の順に記載する。

抄録誌名は、以下の通りである。

ダーウェント分類 A ~ M (化学分野) : ベーシック・アブストラクツ・ジャーナル (Basic Abstracts Journal)

ダーウェント分類 P ~ X (非化学分野) : ワールド・パテント・アブストラクツ・ジャーナル (World Patents Abstracts Journal)

(5) 電子的技術情報

インターネット等によって検索した電子的技術情報を引用する場合には、第 II 部第 5 章「インターネット等の情報の先行技術としての取扱い」に準じることとし、その引用形式は W I P O 標準 S T . 1 4 に準拠して、該電子的技術情報について判明している書誌的事項を次の順に記載する。

著者の氏名

表題

関連箇所

頁、欄、行、項番、図面番号、データベース内のインデックス又は最初と最後の語句で表示する。

媒体のタイプ [online]

掲載年月日 (発行年月日) 、掲載者 (発行者) 、掲載場所 (発行場所) 及び関連する箇所が開示されている頁

検索日

電子的技術情報が電子媒体から検索された日を括弧内に記載する。

情報の情報源及びアドレス

電子的技術情報の情報源及びそのアドレス、又は識別番号 (Accession no.) を記載する。

電子的技術情報に、著者名、表題、掲載者 (発行者) 、掲載場所 (発行所) 等が外国語で開示されている場合には、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。

(記載例)

新崎 準、外 3 名、 “ 新技術の動向 ” 、 [online] 平成 10 年 4 月 1 日、特許学会、 [平成 11 年 7 月 30 日 検 索] 、 イ ン タ ー ネ ッ ト < URL : <http://tokkyo.shinsakijun.com/information/newtech.html> >

先行技術文献情報開示制度の導入に伴う
特許・実用新案審査基準の関連箇所の改訂について

平成14年7月31日
審査基準室

先行技術文献情報開示制度の導入に伴い、当該制度に関して新たに審査基準を作成することとしているが、既存の審査基準の当該制度関連箇所についても以下のとおり所要の改訂を行う。

1. 第I部第1章の「3.発明の詳細な説明の記載要件」の次の行に以下を挿入する。

(本項においては、平成14年9月1日以降の出願については、「第36条第4項」を「第36条第4項第1号」と読み替える。)

2. 第I部第1章 3.3.2(3)の「 従来~~の~~技術」の項を次のように改める(下線部が変更箇所)。

(平成14年8月31日以前の出願については次項を適用する。)

従来~~の~~技術

従来~~の~~技術を記載することは委任省令要件として扱わないが、従来技術の記載から発明が解決しようとする課題が理解できる場合には、課題の記載に代わるものとなりうるため、出願人が知る限りにおいて、請求項に係る発明の技術上の意義の理解及び特許性の審査に役立つと考えられる背景技術を記載すべきである。

また、従来~~の~~技術に関する文献は、請求項に係る発明の特許性を評価する際の重要な手段の一つである。したがって、特許を受けようとする発明と関連の深い文献が存在するときは、できる限りその文献名を記載すべきである。

(平成14年9月1日以降の出願については次項を適用する。平成14年9月1日以降の出願における先行技術文献情報開示要件については、第3章参照。)

従来~~の~~技術

従来~~の~~技術を記載することは委任省令要件として扱わないが、従来技術の記載から発明が解決しようとする課題が理解できる場合には、課題の記載に代わるものとなりうるため、出願人が知る限りにおいて、請求項に係る発明の技術上の意義の理解及び特許性の審査に役立つと考えられる背景技術を記載すべきである。

3. 第 部第・節4.2の「(3) 先行技術文献の追加」の項を次のように改める（下線部が変更箇所）。

(3) 先行技術文献情報の追加

単に先行技術文献情報（特許を受けようとする発明に関連する発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在）を明細書中に挿入する補正は、当初明細書又は図面に記載した事項から直接的かつ一義的に導き出せるか否かに拘らず、例外的に新規事項の追加とはしないものとする。ただし、その先行技術に基づいて明細書又は図面を補正し、発明が解決しようとする課題や効果まで変更することは、補正後の発明の課題や効果が出願当初の明細書又は図面に記載した事項であるか又はそれから当業者が直接的かつ一義的に導き出せるものである場合を除き許されない。